

第2回 丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会 次第

日時：令和7年8月28日（木）

19時30分～

場所：丹波市春日福祉センター「ハートフルかすが」

1 開会

2 前回会議の主な意見 前回会議録（資料1）

3 報告・協議事項

（1）青垣地域市立小学校、市島地域市立小学校の統合経過の概要（資料2）

（2）青垣地域、市島地域等の統合協議の整理、市島地域市立小学校統合に係る整備内容（資料3）

（3）区域外就学制度と学校選択制（資料4）

（4）船城小学校の統合検討と春日地域市立小学校全体の考え方

4 次回委員会の日程について

・日 時 月 日（ ）19時30分～

・場 所

5 閉会

[illegible]

会議記録

●会議名 第1回 丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会

●日時 令和7年7月28日(月) 19:30~22:00

●場所 丹波市春日住民センター大会議室

●出席者 委員：山川 茂則、荻野 利直、笹川 一太郎、三村 均、小西 和良、
畑 義一、久下 拓朗、近藤 敏彦、山田 吉晴、穴瀬 一正、
竹知 直弥、亀田 真以子、山本 昌彦、岸 麻記子、
矢持 隆次、山内 勝司、原田 雅登、植木 和也、芦田 巧、
谷口 大貴、足立 賢太、近藤 賀絵、野口 恵里 23名

欠席委員：井上 友海、大原 茉央 2名

識見者：藪内 文次郎、小田 敏治

教育委員会：片山教育長、山本教育部長、小森学校教育課長、足立教育総務課長、足立教育総務課副課長兼係長、福垣係長、河南主査、梅田主事

1 開会・あいさつ

- ・資料配付
- ・委嘱書配付
- ・会議に関する注意事項、傍聴に関する注意事項
- ・片山教育長挨拶
- ・委員自己紹介、事務局自己紹介

2 丹波市春日地域市立小学校統合検討委員会設置要綱、傍聴規則

事務局より、設置要綱及び傍聴規則の内容について説明した。設置要綱のとおり、検討委員会の所掌事項は、小学校の統合検討、その他統合の検討に必要な事項に関すること。

【委員の意見要旨】

委員：設置要綱第4条の2において、「補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」とある。自治会長会は来年が任期改選。自治会長が役員改選した場合、委員はどうなるのか。委員が変わった場合、自治会長会に委員を招聘して、検討委員会の協議状況を報告してもらう方がよいか。

⇒事務局：設置要綱第3条において、委員の要件の一つに「春日地域の各校区の自治会を代表する者」とある。委員は必ずしも自治会長でなければならないということではないが、自治会長の交代にあわせて委員も交代される場合は引継ぎをお願いしたい。自治会長とは別の方が委員となった場合は、委員は自治会代表ということになるので、自治会長が集まれる時などに状況を説明いただけるとありがたい。

委員：次の議題の質問になるが、委員長、副委員長はどういった役割をするのか。事前の打ち合わせなどあるのか。

⇒事務局：委員長は議長になるので会議の司会進行をしていただくことになる。会議の前には会議の内容について事務局と打ち合わせをさせていただきたいと考えてい

る。

3 正副委員長の選出（互選）

設置要綱第5条に基づき、委員長及び副委員長は委員の互選によって定めることになる。

自治会、保護者でそれぞれ分かれて話し合われた結果、委員長は黒井地区自治会長会の山川茂則氏、副委員長は進修小学校保護者代表の植木和也氏に決定された。以降は、山川委員長による司会進行。

【委員の意見要旨】

委員：参考程度に市島地域や山南地域ではどうであったか知りたい。

⇒事務局：市島地域の統合検討委員会、統合準備委員会では、有識者として大学の先生が委員長をされている。詳細な会議（地域部会）では地域の方が委員長をされている。

委員：市島地域の小学校統合検討委員会の資料を見たときに、知識のある大学の先生が委員長をされていて、スムーズに進んでいた印象がある。

⇒事務局：春日地域の学校をどうしていくかという意見のまとめ役として委員長を選出いただきたいと考えている。

委員：委員長、副委員長のどちらかが自治会で、どちらかが保護者が良いと思う。できたら委員長は自治会が良いと思う。

4 丹波市教育委員会より説明

以下の内容について、パワーポイントで事務局より説明した。

- ・丹波市立学校適正規模・適正配置方針（概要）
- ・丹波市の人口推移、小学生数の推移状況
- ・船城地区における船城小学校の在り方に関する検討経過（概要）

【委員の意見要旨】

委員：船城小学校の人数を見てかわいそうだと思った。認定こども園で黒井の子と友だちになって、小学校に入ったら少人数の学校になる。船城小学校からは黒井小学校が一番近いのでなぜ一緒にならないのかと思う。このままでは少ない人数の中で成長していくことになるので、少しでも早く黒井小学校と一緒にしてあげたいと思う。

委員長：船城小学校のことだけではなくて、春日地域全体を見て、今後の小学校のことも踏まえて考えてもらうのがいいんじゃないか。急ぐのは船城小学校だが、今のこどもの人数を見ると、他の地区でもそろそろ考えないといけないのではないかと意見もあると思うので、そこも踏まえて皆さんの意見を聞きたい。

委員：統合検討委員会は、どの段階まで進めていくのか。例えば、当面の目標として、まずは船城小学校と黒井小学校の統合のことを考えて、その後、春日地域全体で1校統合を考えるという二本立てでいくのか、そのあたりが明確ではない。

⇒事務局：船城地区自治会長会の要望をもって、第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針に基づき、春日地域全体で協議いただいている。春日地域全体で協議する内容としては、船城小学校をどうしていくかということが喫緊の課題だが、船城小学校が統合するとした場合、どこの学校と統合するのかという問題もあるので、春日地域全体で考えていただきたい。船城地区以外においてもこどもたちの人数が少なくなっているという現状があるので、この状況についても確認いただき、その結果、他の地区においても統合を検討していくのかどうかを話

合っていただきたい。

委員：船城小学校と黒井小学校の統合ということを前提とするのであれば、春日地域全体の統合の話はもう少し時間をかけてもよいのではないかな。

委員：船城地区がこういう要望を出されたのは良かったと思う。複式学級になることが見えていた中でそれでも2年かかっている。春日地域全体の統合の話をしたら、5、6年かかるんじゃないかなと思う。たまたま住んでいる場所によって人数が少ない学校に行かなければいけない。喫緊の課題をまずやって、春日全体の話は、数年かかると思うと思うので、それはちょっと置いておいたらどうか。皆さんがそのことも話をしようということであればよいが。

5 今後の進め方について（意見交換）

今後の進め方について、委員による意見交換が行われた。

意見交換の結果、次回協議は、黒井小学校と船城小学校の統合の方向性に関する意見交換会とする。また、春日地域全体をどうするかということについても意見交換を行う。事務局は、過去の統合経過に関する資料等を準備する。

【委員の意見要旨】

委員：今回のテーマは、船城小学校と黒井小学校の統合というテーマに絞ったらどうか。案として提案する。

委員：船城小学校から中学生1年生に6人進学したが、6人からいきなり90人の学校に進学して、その環境に耐えられず、不登校になる子が船城小学校の割合が多いという状況もあり、早々に進めていただきたいと思っている。今後の進め方のところで、例えば、今回は船城小学校と黒井小学校の統合検討に決めてもいいし、大路小学校も少なくなってきたので、こども園単位で今後2つに絞っていくのか、ゴールをどこにするかということ決めると日程も決まると思う。次の会議では、まずはゴールをどこに持っていくのかということを決めていければと思う。他の小学校もこどもの推移を知ってもらって、自分たちの学校も今後考えていかなあかんということであれば、この会で丹波市立小学校の未来を一緒に考えていければと思う。

委員：例えば統合したとして、スクールバスの経費など様々な費用もかかると思うが、そのような資料を次の会議までに教育委員会が出してくれるのか。

委員長：話が一足飛びに行っているような気がする。船城小学校と黒井小学校の話になったとして、この検討委員会で話を進めるのかということもある。

委員：船城地区自治会長会からの2点の要望は別々のものではなく一連のもの。1学年1学級以上としようとする、現状ほとんど統合に近い形になると思う。春日地域で統合協議を行わなければ、船城小学校の1学年1学級以上を確保することが出来ない。船城小学校と黒井小学校の統合だけを考えたかどうかと意見も出ており、確かに船城小学校は喫緊の課題で、令和12年度には完全複式学級が見込まれている。一方で、この問題と並行して、春日地域全体の話をしていくことになれば、この検討委員会を立ち上げた意味もあると思う。黒井小学校と船城小学校で統合するという結論をこの検討委員会で出していただけたらそれはそれで進めていけばいいが、やはり、他の地域でも減少しているので、船城小学校と黒井小学校の結論が出たとしても、またすぐに同じような検討をしていかなければならないので、春日地域全体の検討も並行して行うのが今後スムーズな運営になると思う。

委員：船城の件を急ぐというのはここにいる全員の認識だと思う。その次に大路、春

日部の問題がいつか出てくる。その時になって集まったらまた数年かかる。せっかく集まっているので方向性だけでも決めてしまえればと思う。しかし、その協議をすることで船城小学校の統合が遅くなるのであればどうかと思う。急ぎ足で進めるところと、そうでないところをいかにバランスとって検討できるかというところが委員長に求めるさじ加減の進め方かなと思う。

委員：船城地区と黒井地区だけで集まって協議することはできないのか。この春日地域全体で議論するということがセットになるのか。

⇒事務局：どういう形で決めていくのかというのは検討委員会の中で協議いただければと思う。先ほど委員から費用に関する意見もあったが、現時点で教育委員会として積算しているものはない。統合という方針が決まったのちに、具体的に決まっていこうと思う。

委員：船城小学校の状況が分かっていた中で、費用のシミュレーションを全くしていないというのはどうなのか。青垣、山南、市島も統合してるし、試算できると思う。市島地域で5年かかって、春日で同じように5年かかるというのは組織としてあり得ない話だと思う。次の会議では、黒井小学校と船城小学校の統合ではバスの費用がこれくらいかかるというような資料を出すべきだと思う。

⇒事務局：次の会議はこういう資料がほしいというものがあれば、出来る出来ないはあるが、用意させていただく。シミュレーションは先の話だと考えている。

委員：次の会議はこういうことを話しましょうということが決まって、それに向けて資料を用意してもらおう。資料も事前に配付してもらって、皆さんに考えてきてもらって意見を出してもらってことで有意義な会議になる。

委員：船城地区の方や花の子園の委員の話を聞くと来年にも統合してほしいと感じた。教職員の配置や校舎のことなど予算的な面もある。例えば来年統合するのなら、何月までに何を決めないといけないというように逆算して決めていくことが必要。まず、統合するかどうかを次の会議で決めて、市島地域や青垣地域の例を踏まえて具体的なスケジュールを決めていけたらと思う。

委員長：事務局にはスケジュール、進め方の参考になる資料をお願いしたい。

⇒事務局：市島地域の例などを資料として示せたらと思うが、統合するかどうかという協議をまずしていただきたい。船城小学校をどうするか、他の小学校をどうするか、その協議の後に必要なことを順次決めていきたい。

委員：今、統合するかしないかという話をしており、そのための必要な資料を出していただきたいということなので準備していただきたい。

委員：こういう資料があった方がよいということを事前に出しておいて、次回会議で教育委員会から出してもらおう。この積み上げで話をしていくことが大事。

委員長：資料を事前に配付してもらって、委員に会議までに考えてきてもらう方法はとれないか。

⇒事務局：次回からはできるだけ早期に資料送付したい。

委員：統合の費用に関する資料はどうか。

委員：費用はわからないという話があった。今回は春日地域の統合の話なのだから、市島地域での費用は関係ない。どんな問題があるかわからないと積算できないのだから、次の会議でなくてよい。

委員：私らは、地域の代表、保護者の代表として来ている。代表としてここでの話をそれぞれ持って帰ることも大事。次回テーマに向けて地域住民それぞれの声を聞いてほしいという宿題をもらって、船城地区の要望、1学年1学級以上をどうしていくかなど、代表という立場で好き勝手言うのではなくて、地域住民の意見を聞いて、その意見を踏まえて次回に意見を言うことも忘れてはいけない

と思う。春日地域の小学校を今後どうするんだという話もしていかなければならないと思うが、それに時間をかけすぎると船城小学校の件が遅くなると思う。春日地域の小学校の全体のことも協議しないといけないが、船城小学校の統合について、具体的な協議、スケジュールを立ててつめていかないと、ただだらしとした会議を長くやっても意味がないと思う。整理したうえで話し合いをしないと、今日のような会議を次回もしては前に進まないと思う。

委員長：黒井小学校と船城小学校の問題になってくると思うが、タイムスケジュールは必要だと思う。

委員：船城小学校が黒井小学校と統合するということが統合検討委員会で決まったとして、例えば来年4月統合ということが可能なのか。

⇒事務局：スクールバスが必要かどうか、校舎改修が必要かどうか、校名はどうするかなど、地域によって状況が違う。どういう方法で統合するか決まったのちにスケジュールは決まっていく。

委員：早めにやっていただきたいというのが皆さんの意見。例えば来年4月の開校には無理ですよ、再来年の4月の開校にはこういう課題がありますよというような資料がほしい。そこに費用も絡んでくる。

⇒事務局：船城小学校と黒井小学校が統合することがまだ決定していない。そのことが前提で話が進んでいると思われるが、まず統合するかどうかを決めていただきたい。この場でまず早急に船城小学校と黒井小学校の統合を考えていかなあかんという話が出たら、それに対する資料の準備も出来るが、そのことが決まっていな段階では準備が難しい。この検討委員会で意見をいただきたいのは統合の是非であり、どういった方向で統合するのか、あるいは統合しないのかということも結論としてはあるかもしれないので、まずそこを決めていただきたい。

委員長：今の意見でいうと、船城小学校と黒井小学校の統合という意見が多い。

委員：黒井小学校と船城小学校の統合を大前提に進めるということを本日採決とれば、次回進めるのではないか。

委員：今、採決をとればいいと言われるが、自分たちは自治会や保護者の代表なので持ち帰って意見を聞いてからでないと個人の意見で決めてしまっているのか。

委員：資料も大事なことが、まず自治会や保護者に今日の意見を持ち帰って、現状を知ってもらう。統合という話も出ていますが皆さんどう思いますかという声を聞いて意見を吸い上げる。もうちょっとワンクッション置いてもいいんじゃないか。

委員：各地域や団体に持ち帰って、その意見を吸い上げて発言という意見があったが、我々は会の代表として参加していて、ある意味では会を背負ってきているということなので、委員として思ったことを言ったらいいんじゃないかと思う。自分は事前に役員に意見を聞いているので方向性をつかんでいるが、全員に意見を聞かなければいけないとなると責任が重すぎる。

委員：アンケートを教育委員会に作ってもらって、我々が配付するという方法もある。そういうことも話し合ってもいい。

委員：アンケートをとってはいはどんどん遅くなる。船城小学校と隣接の黒井小学校の統合ということで、他校区までアンケートをとるのかということは次の段階だと思う。

委員長：次回会議は、船城小学校と黒井小学校の統合の方向性を進めていく意見交換会ということでもいいか。

委員：こどものために早く統合という意見を非常にありがたく聞いている。船城地区自治会の要望では、小学校は1学年1学級以上が適正規模だと思うので、それ

を確保してほしいということ、そのためには、どこかの学校と統合するか、あるいは小学校区域を広げるという方法もあったと思うが、いずれにせよ相手が必要になる。黒井小学校と統合という話も出ているが、黒井地区ではまだ受け入れるとか船城小学校と一緒にするという話は出ていないと思う。何が必要かという地域の見解だと思う。方向性は決めてほしいと思う。船城地区としては、船城と一緒にしてもいいという意思表示をしてもらえるかどうか、つまり、地域の総意、合意形成が必要ということ。船城地区も要望書を作る中で、各自治会の中で臨時総会に近い形をとってもらっている。自分の自治会では、アンケートを各戸に配付して集計した。それぞれの自治会の総意を船城地区自治会長会に報告し、そういった中で、船城地区自治会長会の総意としてこの要望書を作ることができた。早く決めてもらうのもありがたいが、受け入れていただく側の総意もとってもらう必要があると思っている。データもほしいが、相手が決まってからデータを揃えてもらうと精度がいいし、それからでも遅くないと思う。

委員：いささかペースが速すぎるように感じる。あくまで統合検討なのに、統合準備委員会のような話も出てきているように思う。黒井側の意見は聞いてもらえないのかという想い、意見もある。例えば小学校が移転する、校名が変わるということになったときに全員が納得してもらえるのかと思う。船城小学校の現状を無視しているわけではないが、いろんな人の意見をもう少し聞いてみて、少しペースを落としてじっくり腰を据えて考える話だと思う。1点確認したいが、学校の区域を越えた登校は可能か。

⇒事務局：区域外就学の話だと思う。昨年度改正したばかりだが、指定校よりも自宅からの距離が近い場合、そういう場合は申請をしてもらって通学できる場合もある。誰もがその制度を利用できるわけではない。その他にも事由によって区域外就学できる場合がある。学校選択制という学校を自由に選択できるという市もあるが、丹波市は導入していない。

委員：そのあたりも取り入れながら統合について検討すべきと思う。できる、できないはあるが、統合になったとして、PTA のお金はどうなるのかという話もある。黒井としてはこの会議が終わったあとに PTA 会員にアンケートをとるつもりでいて、その意見をもとに次の会議で話をしたいと考えている。

事務局：次回会議は、黒井小学校と船城小学校の統合の方向性、他の校区はどうするかということについて意見交換でよい。

委員長：次回の資料はどうか。意見交換なので資料なし。

⇒事務局：参考に、他の地域では統合までにどういう事項を協議してきたかという資料は出せると思うので準備する。

委員：8月5日の PTA 役員会でアンケートの方向性を確認して、9月1日くらいにアンケートを配付、2週間くらいで回収、まとめの予定である。

委員：アンケートは次々回でもよいと思う。それ以外に話すこともあると思う。

委員：アンケートは聞き方によってだいぶ結果が変わってくると思う。大路も過去に大路第1小学校と大路第2小学校で統合している。いろいろ考えてもらったと思う。

委員：アンケートは非常に難しいと思う。アンケートをとるのであれば、協議したなかでアンケートをとるのかどうか最終的に判断しないと、アンケートのとり方によって回答が変わってくると思う。アンケートの取り方によって、例えば船城小学校と統合しないとなったら、この話は終わってしまうのではない。

委員：役員会で協議をして、過去の統合協議なども参考に検討したい。

委員：ある程度議論をしたらよいアンケートになると思う。

委員：黒井の自治会長会の意見も聞きたい。

委員長：全体の意見は決まっていない。

6 次回委員会の日程について

- ・ 8月28日（木）19時30分～ 場所は別途通知

【次回協議内容】

- ・ 黒井小学校と船城小学校の統合の方向性に関する意見交換会とする。また、春日地域全体をどうするかということについても意見交換を行う。
- ・ 事務局は、過去の統合経過に関する資料等を準備する。

青垣地域のこれからの教育を考える会の 設置

■概要

・こどもたちにとってより良い教育環境や教育力の向上等について、地域住民相互が共に考え、全14回の会議を経て丹波市教育委員会に提言書を提出された。

■設置期間

・平成22年9月～平成24年3月

■委員29名

(1)自治会9名、(2)認定こども園職員1名、(3)小・中学校教職員5名、(4)氷上西高等学校教職員1名、(5)認定こども園保護者2名、(6)小・中学校保護者10名、(7)アフタースクール職員1名

■主な協議内容

・青垣地域の児童生徒数の現状と推移、学級・学校の適正規模について
・新しい学校運営について
・朝来市(統合経過)、姫路市(小中一貫教育)、丹波篠山市(統合状況)の取組について
・住民学習会の実施
・「学校統合検討部会」、「小規模校ネットワーク検討部会」、「小中一貫教育検討部会」を設置し、詳細協議
・丹波市教育委員会へ提言書の提出

1

青垣地域のこれからの教育を考える会 提言書(抜粋)

(1) 青垣地域における学校の適正配置に関すること

・「生きる力」や「豊かなこころ」をはぐくむ教育環境の整備のためには、できるだけ早い時期に小学校の4校を統合することが望ましい。また、統合までの期間、現在の4小学校が学校行事等の特別活動や一定の教科の学習を合同で行うなど、小規模校ネットワークの長所を活かした取組も展開できるよう考えていく必要がある。

(2) 青垣地域における新しい学校運営に関すること

・統合された小学校と青垣中学校を同一敷地内に設置し、小中一貫校とすることが望ましい。小中一貫校は、これまでの地域の教育資源(地域ゆかりの先人、地域人材、自然、文化等)の活用を継承し、地域とともに歩むことを学校の特色とした学校運営を行う必要がある。

(3) 青垣地域における教育力の向上に関すること

・「生涯学習の町」のさらなる発展をめざし、これまでの校区単位の地域活動を大切にしつつ、地域住民一人ひとりが関心と自覚を高め、青垣地域全体で新しい学校を核とした特色ある地域活動を展開していくことが重要である。

今回の学校適正規模・適正配置によって、市内他地域に先駆けて特色ある学校づくりを進めることが、新たな地域づくりの創造となり、青垣地域全体の活性化につながると期待する。

2

青垣地域市立小学校統合準備委員会の設置

■概要

・青垣地域市立小学校の統合の是非(適正配置の推進)を協議し、青垣地域の4小学校を平成29年4月に統合することを決定された。また、統合に向けて、校舎のあり方や校名、通学方法など具体的な事項を決定された。(全体会23回)

■設置期間

・平成24年10月～平成29年3月

■委員35名

(1)識見を有する者4名(各地区より選出)、(2)自治会8名、(3)小・中学校保護者10名、(4)小・中学校教職員10名、(5)認定こども園保護者2名、(6)認定こども園職員1名

■主な協議内容

- ・統合の是非(小学校の適正配置の推進)について
- ・統合校舎のあり方(整備場所)について
- ・統合の時期、校名、校歌、校章、通学方法について
- ・各分野の検討部会を設置し詳細協議(総務部会、通学・設備部会、教育課程部会、PTA部会の設置)

3

青垣地域市立小学校統合準備委員会での主な協議事項、決定事項

主な協議事項	統合準備委員会での主な決定事項
統合形態・時期	・青垣地域4小学校を1小学校に統合することを決定、統合時期は平成29年4月に決定した。
校舎の場所・整備	・小中一貫校に向けて青垣中学校の敷地内や近接地での小学校建設を検討したが、早期統合に向けた時間的な制約もあったことから、佐治小学校の敷地内に既存建物の改造及び校舎1棟を新築することに決定。
校名	・校名は変更し、公募の結果、「青垣小学校」に決定した。 ・校歌歌詞、校章デザインを公募し、決定した。校歌楽曲を依頼し決定した。
通学方法	・スクールバスの導入を決定した。 ・バスルート、バス停場所を決定した。

4

市島地域のこれからの教育を考える会の 設置

■概要

・子どもたちにとってより良い教育環境や教育力の向上等について、地域住民相互が共に考え、全19回の会議を経て丹波市教育委員会に提言書を提出された。

■設置期間

・平成24年9月～平成30年2月

■委員27名

(1)自治会5名、(2)保育園・認定こども園職員5名、(3)小・中学校教職員6名、
(4)保育園・認定こども園保護者5名、(5)小・中学校保護者6名

■主な協議内容

・市島地域の児童生徒数の現状と推移、学級・学校の適正規模について
・新しい学校運営について
・校区别懇談会の実施
・福知山市夜久野学園の小中一貫教育校について
・丹波市教育委員会へ提言書の提出

5

市島地域のこれからの教育を考える会 提言書(抜粋)

(1)市島地域における学校の適正配置に関すること

・小学校は、地域の精神的支柱ともいべき側面を持っているが、子どもたちの学習の場としての機能を高め、いくという教育を第一に考える必要がある。よって、「生きる力」や「豊かなこころ」をはぐくむ教育環境の整備のためには、できるだけ早い時期に、5小学校を統合することが望ましい。

(2)市島地域における新しい学校運営に関すること

・同一敷地内に小中一貫教育校を設置し、小学校から中学校の9年間の学びと育ちの連続性を保障した、特色ある教育課程、特色ある学校行事、PTAの活性化等、より活力にあふれた学校運営が展開できる環境を創ることで、市島地域としても、地域の文化、人のつながり、豊かな自然を活かしたまちの魅力の一つとして、地域外からの好影響が期待できる。統合校では、現在も取り組まれている地域の教育資源を活用した「たんばふるさと学」を継承し、一つの小学校区に留まらずに地域全体の良い部分を学んで、地域とともに歩むことを学校の特色とした学校運営を行うことが大切である。

(3)市島地域における教育力の向上に関すること

・これまでの校区単位の地域活動を大切にしつつ、地域住民一人ひとりが関心と自覚を高め、市島地域全体で新しい学校を核とした特色ある地域活動を展開していくことが重要である。今回の学校適正規模・適正配置によって、特色ある学校づくりを進めることが、新たな地域づくりの創造となり、市島地域全体の活性化につながると期待する。

令和元年10月に「市島地域のこれからの教育を考えるフォーラム」を開催し、市島地域のこれからの教育を考える会の提言内容について説明

6

市島地域市立小学校統合検討委員会の設置

■概要

・市島地域市立小学校の統合是非を協議し、統合に向けて協議を進めることが決定された。(全5回)

■設置期間

・令和2年6月～令和3年2月

■委員28名

(1)識見を有する者(大学教授)1名、(2)自治会5名、(3)小学校保護者10名
(4)認定こども園保護者5名、(5)小学校教職員5名、(6)認定こども園職員2名

■主な協議内容

・地域別グループワーク

(テーマ:自分の学校の魅力、自分の学校の課題、今後の学校に期待すること、どのようなこどもを育てたいか)

・市島地域5小学校の統合是非について

7

市島地域市立小学校統合準備委員会の設置

■概要

・市島地域市立小学校の統合形態について、1校統合の協議を休止し、竹田・前山地域で1校、吉見・鴨庄・三輪(美和)地域で1校統合に決定された。また、統合に向けて、校舎や校名、通学方法など具体的な事項を決定された。(全体会10回)

■設置期間

・令和3年6月～継続中

■委員29名(全体会)

(1)識見を有する者(大学教授)1名、(2)自治会5名、(3)小学校保護者10名、
(4)認定こども園保護者5名、(5)小・中学校教職員6名、(6)認定こども園職員2名

■主な協議内容

・統合の形態の決定

・統合の時期、統合校舎、校名、校歌、校章、通学方法の決定

・地域部会(竹田・前山地域部会、吉見・鴨庄・三輪地域部会)を設置し、具体的な内容は地域部会で決定

8

市島地域市立小学校統合準備委員会竹田・前山地域部会での主な協議事項、決定事項

主な協議事項	統合準備委員会での主な決定事項
統合形態・時期	・竹田小学校と前山小学校の統合を決定、統合時期は令和6年4月に決定した。
校舎の場所・整備	・竹田小学校校舎を活用することに決定した。増築、改修工事なくても教室数は確保できた。
校名	・校名は変更し、公募した結果、「竹山小学校」に決定した。 ・校歌歌詞、校章デザインを公募し、決定した。校歌楽曲を依頼し、決定した。
通学方法	・前山地区のこどもを対象にスクールバスの導入を決定した。 ・バスルート、バス停場所を決定した。

※全体会での承認事項も含んでいる。

9

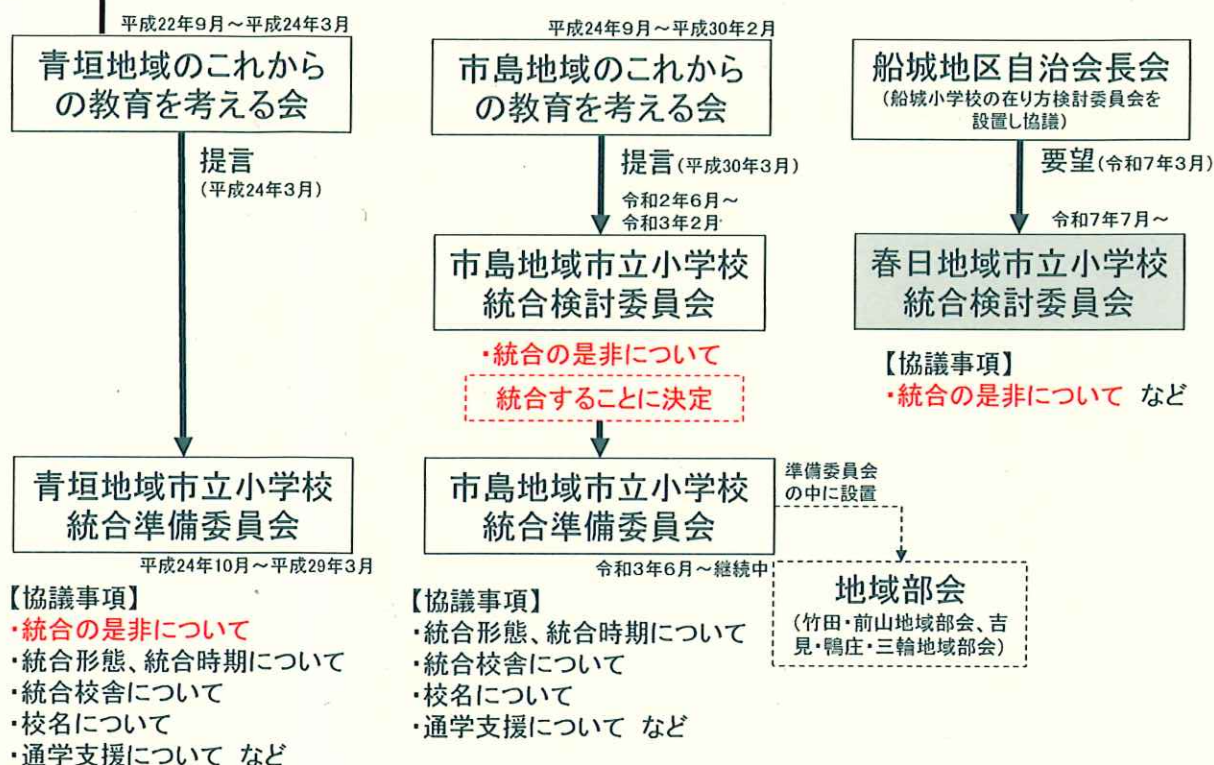
市島地域市立小学校統合準備委員会吉見・鴨庄・三輪地域部会での主な協議事項、決定事項

主な協議事項	統合準備委員会での主な決定事項
統合形態・時期	・吉見小学校、鴨庄小学校、三輪小学校の統合を決定した。 ・統合時期について、吉見小学校と鴨庄小学校の統合は令和5年4月、三輪小学校との統合は令和8年4月に決定した。
校舎の場所・整備	・吉見小学校校舎を活用することに決定した。鴨庄小学校との統合では、現状のまま教室数は確保できたが、三輪小学校との統合では普通教室数が不足するため、校舎の増築及び改修工事を決定した。
校名	・吉見小学校と鴨庄小学校の統合では、校名は「吉見小学校」のままとし、三輪小学校との統合では校名は変更し、公募の結果、「市島小学校」に決定した。 ・校歌歌詞、校章デザインを公募し、決定した。校歌楽曲を依頼し、決定した。
通学方法	・鴨庄小学校との統合では、鴨庄地区のこどもを対象にスクールバスの導入を決定した。 ・スクールバスのバスルート、バス停場所を決定した。 ・三輪小学校との統合では路線バスを活用することを決定した。

※全体会での承認事項も含んでいる。

10

青垣地域、市島地域等の統合協議の整理



1

市島地域市立小学校統合に係る整備内容

小学校	統合年度の決定	統合年度	主な整備内容
吉見・鴨庄小学校 「吉見小学校」	令和3年11月	令和5年4月	・スクールバスの購入、バスロータリー庇工事(実施設計業務、工事)、スクールバス運行管理業務 ・引越し業務 ・閉校記念イベント補助金 ・アフタースクール施設改修 等
竹田・前山小学校 「竹山小学校」	令和3年11月	令和6年4月	・スクールバスの購入、バスロータリー庇工事(実施設計業務、工事)、スクールバス運行管理業務 ・引越し業務 ・閉校記念イベント補助金 ・アフタースクール施設改修 等 【校名変更に係る整備】 ・新たな校旗の購入 ・銘板取り換え、舞台幕の更新 等
吉見・三輪小学校 「市島小学校」	令和5年4月	令和8年4月	・引越し業務 ・閉校記念イベント補助金 ・小学校校舎増築及び改修工事(実施設計業務、工事) ・アフタースクール施設改修 等 【校名変更に係る整備】 ・新たな校旗の購入 ・銘板取り換え、舞台幕の更新 等

※統合に要する期間は、校名の変更有無やハード整備の有無など諸条件により異なります。
上記の市島地域の例では、統合年度の決定から統合までに概ね2～3年の期間を要しています。

2

区域外就学制度について

学校教育法施行令第5条に基づき、教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定することとされている。

しかし、特別な事情がある場合、教育委員会の承諾により指定された学校以外の学校に就学することができる制度のことを「区域外就学」という。なお、手続には、証明書類の添付が必要な場合がある他、承諾期間が事由により決められている。

1

区域外就学の承諾基準、承諾期間

事由	承諾の基準	承諾期間
家庭に関する理由	保護者の就労状況または病気療養等により、下校後の当該児童生徒の保護に欠ける状態にあり、希望校の近くに保護先が確保されている場合	理由の解消または小学校卒業までの間
住居に関する理由	住居の新築(新しい借家)等により転居が予定されている場合で、転居予定地の学校に就学を希望する場合	新居入居予定日までの間
	転居先に住所を移転しているが、居住地は従前の学区内にあり、従前の学校に就学を希望する場合	新居入居予定日までの間
	入居住宅の増改築工事のため一時的に移転している場合で、その期間のみ従前の学校に就学を希望する場合	工事完成後の再入居の期間までの間
	転居により従前の学区外となったが、学期末のため当該学期が終了する期間のみ従前の学校に就学を希望する場合	学期を超えない期間
身体的理由	転居により従前の学区外となったが、高学年であるため卒業するまでの期間のみ従前の学校に就学を希望する場合	小学校5年及び中学校2年生の2学期以降から卒業するまでの間
	心身の障害等の理由により、希望校への通学に正当性があると認められる場合	理由解消に必要と認める期間
距離的理由	住居からの距離が就学指定校よりも近距離の学校へ就学を希望する場合(前年度の10月末までに申請した場合に限る。)	申請した翌年度の4月1日から卒業するまでの間
その他の理由	(1) いじめ等の理由により不登校の状態にある場合 (2) 保護者の事情により住民票の異動が行われていない場合 (3) 保護者の事情により一時的に住所が不安定と認める場合 (4) その他教育的配慮により区域外就学が適切と判断される場合	理由解消に必要と認める期間

2

学校選択制について

学校教育法施行規則第32条第1項に基づき、就学予定者の就学すべき学校を指定する場合に、あらかじめ、その保護者の意見を聴取する制度のことを「学校選択制」という。

文科省資料(令和4年5月1日の就学校の指定・区域外就学の活用状況調査)によると、本制度を小学校で採用している自治体は331(全体の23%)、中学校で採用している自治体は227(全体の20%)である。

【学校選択制の種類】

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、就学を認めるもの